

お薬の「一般名処方」について

一般名処方とは

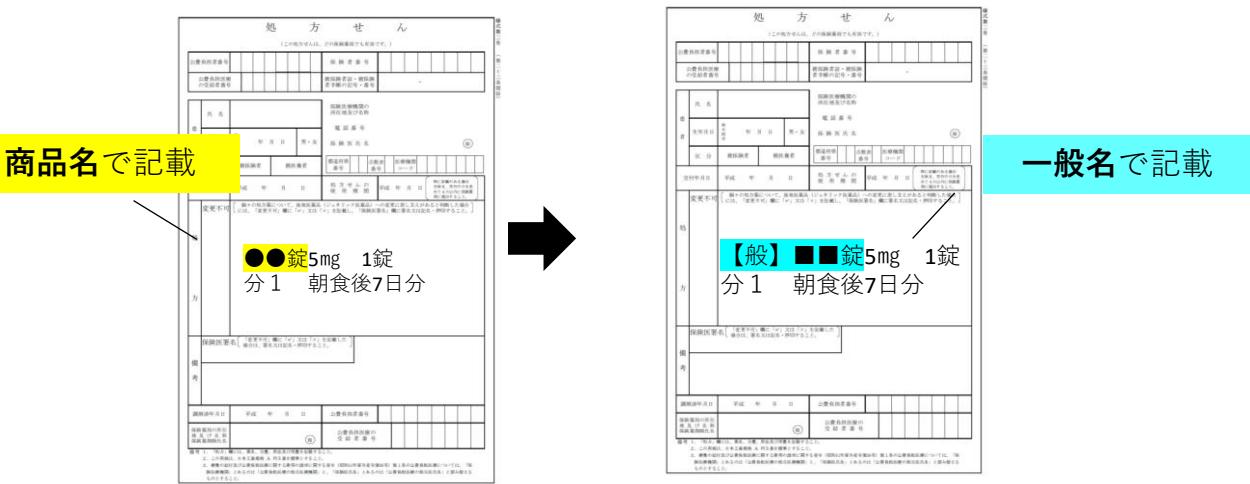
処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、有効成分の名称で記載して処方することを「一般名処方」といいます。厚生労働省ではジェネリック医薬品の使用促進を図るため、一般名処方を推進しています。銘柄処方では使用できる医薬品が限定されますが、一般名処方であればどのメーカーのジェネリック医薬品でも使用することができます。

当院での取り組みについて

一般名処方は医薬品の供給が不安定な中にあっても、患者様に安定的に医薬品を供給するための方策の一つであり、当院においても一般名処方の推進につとめています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、医薬品の供給不足が発生した場合に、医薬品の処方の変更などに関して、適切な対応ができる体制を整備しております。趣旨を十分にご説明したうえで、必要に応じてお薬の変更をお願いする場合がございます。

また、令和6年10月より医療上の必要性があると認められない場合に、患者様の希望を踏まえ、長期収載品を処方等した場合には、後発医薬品との差額の一部が選定医療費として患者様の自己負担となります。選定療養は保険給付ではないため消費税が別途かかります。



ご不明な点などございましたら、お気軽にご相談ください。